

答申第 686 号

平成 30 年 7 月 2 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 6 日付けで諮問された特定事業における特定所属との打合せ記録に関する文書一部非公開の件（諮問第 784 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定事業における特定所属との打合せ記録に関する文書を不
存在であるとして公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条
の規定に基づき、平成29年8月2日付けで神奈川県知事（以下「知事」と
いう。）に対して、特定の県有財産に係る特定事業に関し、次に掲げる文
書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 県と特定法人との契約書

イ 実施機関と安全防災局安全防災部災害対策課（以下「災害対策課」と
いう。）の打合せ記録（以下「本件対象文書」という。）

ウ 特定委託事業に係る契約書、仕様書及び成果報告書

エ 特定防災対策事項に関する県と特定市との打合せ記録

(2) 本件請求に対し、知事は、平成29年8月10日付けで本件請求に対する決
定を延長する決定を行った上で、同年10月2日付けで、特定防災対策事項
に関する県と特定市との打合せ記録のうち、特定法人の職員名については
個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であるとして条例
第5条第1号を理由に、当該記録1頁目及び3頁目の一部並びに資料の一
部並びに特定委託事業に係る成果報告書の記載事項については公開するこ
とにより県の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第5条
第4号柱書を理由に、本件対象文書については不存在であるとして条例第
10条第3項を理由に非公開とする一部公開決定を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年12月7日付けで、知事に対し、行政不服審査法
第2条の規定に基づき、前記一部公開決定のうち、本件対象文書を不存在
とする処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める審査
請求を行った。

(4) 知事は、審査請求人に対し、平成29年12月14日付けで、審査請求書に不
備があるとして補正の通知を行った。

(5) 審査請求人は、平成29年12月21日に補正の求めに応じた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに条例第20条第3項に規定される意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が、特定地の利活用事業（以下「本件事業」という。）を実施する事業者を募集し、特定防災対策事項を本件事業の提案内容に含めている特定法人を優先交渉権者として選定した以上、特定防災対策事項について、実施機関と災害対策課の間で打合せがあつてしかるべきであり、本件対象文書が存在しないことはあり得ない。

また、実施機関が、特定防災対策事項は特定市の所掌事務であり、本件事業の優先交渉権者の選定に当たり特定市が関わっていることをもって、特定防災対策事項について、実施機関が改めて災害対策課と打合せを設ける必要性がない旨説明するが、かかる説明は特定防災対策事項の内容に関する事実誤認等に基づくものであつて妥当でない。

さらに、特定日の実施機関等の打合せ記録の内容にかんがみれば、本件対象文書は存在するはずである。

4 実施機関（総務局財産経営部財産経営課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項に規定される意見書における説明に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

特定防災対策事項については、平成25年までは特段の法的位置付けはないものの、市町村において行われ、市町村の地域防災計画に位置付けられてきた。その後、平成25年の災害対策基本法の改正により、これに相当する事務が市町村の事務として規定されたものである。

また、実施機関は、県有財産の有効活用に係る総合的企画及び調整を所掌事務とし、特定防災対策事項を所掌するものではないことから、実施機関において、特定防災対策事項について災害対策課と打合せを設ける必要はない。

なお、本件事業における優先交渉権者の選定においては、特定市が選定者として特定防災対策事項を含め評価を行っていることから、実施機関とし

て、特定防災対策事項について災害対策課と打合せを設ける必要はない。

よって、実施機関は、本件対象文書を作成していないため、本件対象文書は不存在である。

5 審査会の判断理由

当審査会が確認したところ、本件事業は、公募型プロポーザル方式により、事業実施を希望する事業者から事業提案を広く募集し、事業者から提出された事業提案書等に対して、参加資格要件、財務状況、事業計画、施設計画等を評価して審査を行い、事業遂行能力等を最も有する事業者を優先交渉権者として選定するものである。

審査請求人は、本件事業の一環として本件対象文書が作成されたはずである旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定防災対策事項については、実施機関が説明するとおり、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村の事務として規定される以前も、事実上、都道府県の事務ではなく市町村の事務として行われてきたものであると認められる。

また、実施機関は、県有財産の有効活用に係る総合的企画及び調整を所掌事務とし、特定防災対策事項を所掌するものではなく、災害対策課と打合せをする必要がないこと、さらに、本件事業における優先交渉権者の選定にあつて、事実上、特定防災対策事項を所掌し、これに相当する災害対策基本法上の事務を所管する特定市が選定に関わっていることにかんがみれば、本件対象文書を作成していないため存在しないとする実施機関の説明に特段不合理的な点は認められない。

なお、この点について、審査請求人は、特定防災対策事項の内容に関し実施機関が事実誤認等をしているため、実施機関の説明が妥当でない旨主張するが、特定防災対策事項の内容に関し、実施機関の説明又は審査請求人の主張のいずれが正しいか否かは、前記判断に影響を及ぼすものではないと認められるため、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 2 月 6 日	○ 諮問
4 月 26 日 (第 183 回部会)	○ 審議
5 月 9 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
5 月 17 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
5 月 29 日 (第 184 回部会)	○ 審議
6 月 26 日 (第 185 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（平成 30 年 7 月 2 日現在）（五十音順）